

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

【審議事項－1】

平成22年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕

期日 平成21年5月25日（月）

場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室

福岡県保健医療介護部高齢者支援課

平成22年度高齢者福祉施設整備に関する整備方針について

1 基本的な考え方

本県においては、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の見直しを踏まえ、平成23年度を目標年度とする、第5次福岡県高齢者保健福祉計画（以下、「第5次保健福祉計画」という。）の策定作業を行っているところです。

この第5次保健福祉計画に基づいて、平成22年度の高齢者福祉施設等の整備を行うこととします。

なお、今後においても、財政状況は引き続き厳しい状況が見込まれることから、整備目標量の確実な確保を図るため、自己財源による整備も進めていくこととします。

2 保健福祉サービス（介護保険対象サービス）関連施設の整備について

（1）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な「要介護者」を入所させて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする施設である。

第5次保健福祉計画において、充足していない圏域について、ユニット型を基本とした整備を検討します。

※ユニット型とは、全室個室で、ユニットケアを行うものをいう。

ユニットケアとは、入所者を10人程度のグループに分け、それを一つのユニット（生活単位）として、在宅に近い居住環境で介護を行うことである。

(2) 介護老人保健施設

病状が安定期にある「要介護者」を入所させて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を図る施設である。

第5次保健福祉計画において、充足していない圏域について、ユニット型を基本とした整備を検討します。

3 保健福祉サービス（介護保険対象外サービス）関連施設の整備について

(1) 養護老人ホーム

原則として65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な者を入所させる施設である。

第5次保健福祉計画において、充足していない圏域について、整備を検討します。

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められ又は高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者を低額な料金で入所させる施設である。入所者の虚弱化の進行に対しては、ホームヘルプサービス等の居宅介護サービスの提供によって対応する施設である。

第5次保健福祉計画において、充足していない圏域について、ユニット型を基本とした整備を検討します。

なお、整備にあたっては、既存の一部の施設で入居が低調な事例も見受けられることから、ニーズの動向や既存施設の利用状況等を勘案し、整備の検討を行います。

4 改築及び改修について

老朽化が著しく入所者等の安全性の確保及び入所者処遇改善等の観点などから、その必要性が認められ、かつ、緊急性がある施設の整備について検討します。

また、地域住民等との交流を図ることにより、入所者の福祉の向上に資するスペースの整備についても検討します。

ア 地震等防災対策上必要な改修工事等を行う整備。

イ 個室・ユニット型へ転換するため、居住環境等の改善を行う整備。

ウ 地域住民や子どもとの交流スペース、ボランティアのためのスペースなど入所者の福祉の向上に資するための整備。